

給水装置工事施行基準

生駒市上下水道部

令和2年4月（改訂）

給水装置工事施行基準

目 次

1. 総 則

1. 1	目的	1
1. 2	給水装置の定義	1
1. 3	給水装置の構造及び材質の基準	1
1. 4	給水装置の種類	1
1. 5	給水装置工事の種類	1
1. 6	給水装置の用途区分	2
1. 7	給水方式	2

2. 設 計

2. 1	給水装置の設計	3
2. 2	事前調査	3
2. 3	協 議	3
2. 4	構 造	4
2. 5	水道メーター口径	5
2. 6	設計図面の作成	5
2. 7	位置図の作成	6
2. 8	給水装置工事の申込及び承認	6
2. 9	元付け型活水器及び浄水器等の設置基準	6
2. 10	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準	7
2. 11	受水槽給水に関する取扱い	8
2. 12	直結直圧給水に関する取扱い	10
2. 13	直結増圧給水に関する取扱い	16
2. 14	個別計量集合住宅に関する取扱い	23

3. 施 工

3. 1	工事施工概要	24
3. 2	許可及び保安設備等	24
3. 3	工事標識及び標示板等の設置	24
3. 4	掘削工事	24
3. 5	埋戻し及び残土処分	25
3. 6	路面復旧	25

3. 7	分岐方法	25
3. 8	配管方法	26
3. 9	管の保護方法	27
3. 10	分水止め工事	27
3. 11	水道用ポリエチレン管の施工	27
3. 12	ビニルライニング鋼管の施工	28
3. 13	ダクタイル鋳鉄管の施工	28
3. 14	耐衝撃性硬質塩化ビニル管の施工	29
3. 15	水道配水用ポリエチレン管の施工	29
3. 16	止水栓等の設置	30
3. 17	水道メーターの設置	31

4. 給水装置工事の検査等

4. 1	給水装置工事竣工検査書類等の提出及び立会	33
4. 2	耐圧試験	33
4. 3	水質の確認	33
4. 4	分岐立会及び分岐竣工図の提出	34
4. 5	工事写真の撮影方法	34

生駒市給水装置工事施行基準

1 総 則

1. 1 目 的

この基準は、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「施行令」という。）、水道法施行規則、生駒市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）及び同条例施行規程（以下「施行規程」という。）等の関係法令に基づき、本市の給水装置工事の設計、施工及び竣工検査の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

1. 2 給水装置の定義

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の布設した配水管（以下「配水管」という。）から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

1. 3 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質は、政令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令で規定されているものを選定しなければならない。

1. 4 給水装置の種類

給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1事業が専ら使用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上が共同で使用するもの
- (3) 私設消火栓 消火用として使用するもの

1. 5 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事
 - ①水道を使用するため、新たに給水装置を設置する工事。
 - ②水道メーターの口径を太いものに変更する工事。
 - ③水道を使用するため、新たに給水引込管及び配水支管を布設する工事で、メーターの設置を伴わない工事。
- (2) 改造工事
給水管の管種変更、給水装置の位置変更など給水装置の原形を変える工事。
- (3) 修繕工事
給水装置の原形を変えずに給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修繕する工事。
(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)

(4) 撤去工事

給水装置の全部又は一部を廃止する工事。

1. 6 給水装置の用途区分

給水装置の用途は、次のとおりとする。

(1) 一般用

公衆浴場用、臨時用以外に使用するもの

(2) 公衆浴場用

公衆浴場用水（公衆浴場入浴料金の価格（昭和 32 年奈良県告示第 487 号）に定める入浴料金価格表の適用を受けるものに限る。）として供給するもの

(3) 臨時用

工事用その他臨時に使用するもの

1. 7 給水方式

給水方式は、次のとおりとする。

(1) 直結式

1. 配水管の水圧を利用して給水する方式。

2. 3階建て、4階建て及び5階建ての建築物に給水する場合は、「2. 1 2 直結直圧給水に関する取扱い」に基づくものとする。

3. 6階建て以上の建築物又は増圧装置を設置して給水する場合は、「2. 1 3 直結増圧給水に関する取扱い」に基づくものとする。

(2) 受水槽式（タンク式）

1. 受水槽を設けて、直接の給水をこれに受け、加圧ポンプ方式、高置水槽方式により、圧力又は、自然流下によって管端まで給水する方法である。

2. 受水槽を設けて給水を行う場合は、「2. 1 1 受水槽給水に関する取扱い」に基づくものとする。

2 設 計

2. 1 給水装置の設計

給水装置の設計は、関係法令、本施行基準等に基づき、また、本市給水装置の分岐配管工事の手引きを参照し、給水装置工事を行う指定給水装置工事業者に登録されている給水装置工事主任技術者が、必要に応じ現況の調査及び上下水道部と協議を行い、給水方式選定、給水管及びメーター口径の決定、給水管の管種決定、給水管の布設位置の決定、給水装置工事申込図面の作成及び工事費の算出等に係る事務を行う。また、技術的措置、給水量、水質及び給水装置の保持について万全を期するため、諸条件に基づいて適正に行われなければならない。

2. 2 事前調査

給水装置工事の事前調査は、次の事項について事前に現地調査し、必要な関係書類等を整備しなければならない。

- (1) 工事場所（町名及び番地）
- (2) 使用水量、使用目的、使用期間、使用人員
- (3) 既設給水装置の状況（既設管の有無、口径、管種、埋設位置、既存給水分担金の権利の有無）
- (4) 配水管の布設状況（既設管の有無、口径、管種、埋設位置、水圧）
- (5) 道路の状況（公道（国道・県道・市道）及び私道の区分、幅員、舗装種別）
- (6) 水路又は河川の状況
- (7) 現地の施工環境（施工時間帯、関連工事、通行規制、騒音対策）
- (8) 道路地下埋設物の状況（ガス、電気、電話、下水道、県営水道等）
- (9) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の有無
- (10) 屋外配管の状況（給水引込場所、止水栓・水道メーターの位置）
- (11) 屋内配管の状況（給水栓の位置、給水用具の種類、給水栓の数、分岐点の箇所）
- (12) 受水槽式の状況（受水槽の容量、構造、位置、点検口の位置、配管ルート）

2. 3 協 議

給水装置工事の協議は、次の事項について下記の者を行うこと。

- (1) 道路敷、河川敷、水路敷、軌道用地等で工事を行う場合は各管理者
- (2) 地下埋設物が設置されている付近で工事を行う場合は各地下埋設物管理者
- (3) 申込者以外の者が所有する私有地（私道）において掘削又は、水道管布設工事を行う場合は当該土地所有者
- (4) 隣地境界付近で掘削又は、水道管布設工事を行う場合は当該隣接土地所有者
- (5) ガス工事及び排水管工事等隣接して施工する場合は隣接工事関係者

2. 4 構 造

給水装置の構造については、次のとおりとする。

- (1) 水圧、土圧、地震その他荷重等に対して十分な耐力を有し、水道水が汚染されたり、濁水の発生あるいは漏水のおそれがないこと。
- (2) 電食、土壌による腐食及び凍結等により、管が破損するおそれのある箇所には適当な措置を講じること。
- (3) 主配管経路は、構造物の下を避ける等により、漏水時の修理など維持管理が容易である場所に布設すること。
- (4) 水撃作用を発生させ、配水管に影響を与えるおそれのあるポンプ等を給水装置に直結してはならない。(直結増圧給水方式の承認を得た増圧装置を除く)
- (5) 給水管内に汚染が逆流するおそれがなく、停滞水が生じないこと。
- (6) 給水管内に空気が停滞するおそれのある箇所には排気装置を設けること。
- (7) 配水管の水圧及び水量に急激な変動を生じないように、給水方法に対策を講じること。
- (8) 別個の水道メーターで計量されている給水装置は、相互連絡してはならない。
- (9) 給水方式が直結式の場合、給水器具の大便秘器洗浄弁には、フラッシュバルブを使用してはならない。
- (10) 当該給配水管以外の水管(井戸水)等の設備に直結又は相互連絡してはならない。
- (11) 定水位弁等、水撃作用を生じさせるおそれのある給水器具を使用する場合は、水撃防止の措置をとること。
- (12) 水道メーターの設置場所は、点検及び計量に支障を来さないように道路境界線に近接した敷地部分に設置すること。また、水道メーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。
- (13) 給水管の引き込みは、一宅地一引込みを原則とする。
- (14) 水道メーターの口径がφ40mm以上でかつ、受水槽を設置する場合は、制限定流量で受水できる装置を付けること。
- (15) 1つの建築物への給水は、直結式又は、受水槽式のどちらか一方式を原則とする。また、直結直圧給水方式と直結増圧給水方式との併用は原則として認めない。ただし、直結増圧給水方式では、増圧装置1次側に非常用水栓を設置することから、共用水栓等の併用において、協議により一部直圧給水を認めることができる。
- (16) 受水槽を設置する場合は、受水槽付近に直結給水の管から分岐した非常用水栓を1栓設けること。また、停電等の非常時にも給水が可能なことから、住民等に設置場所等を周知すること。
- (17) 水路等を横断して給水管を布設する場合は、その構造物の下に配管し、やむを得ない理由により上越する場合は、各施設の管理者の許可する高さ以上に架設し、給水管の凍結及び破損を防止するために適当な措置を講じること。

- (18) 温度の影響を受けやすい箇所に給水管を布設する場合は、必要に応じて適当な保温措置を講じること。
- (19) 受水槽、プール等へ給水する場合は、給水口から落とし込みとし、波立ち防止策を講じ、越流面から吐水口までの高さは規定の吐水口空間を設けなければならない。
- (20) 戸建て住宅で、2階以上に給水栓を設置する場合は、給水主管からの分岐部にバルブを設けること。また、システム配管で施工する場合も同様とすること。
- (21) 給水装置の構造及び材質は、施行令第5条の基準に適合していなければならない。

2. 5 水道メーター口径

水道メーター口径は、次の「メーター口径設定基準表」に基づいて設計すること。

(1) メーター口径設定基準表

メーター口径	基 準
φ 13 mm の場合	給水栓数が5栓以内
φ 20 mm の場合	給水栓数が13栓以内
φ 25 mm の場合	給水栓数が20栓以内
φ 40 mm 以上の場合	水理計算書に基づく

※各給水栓と別に設置される給湯器は、1台を1栓として計上する

2. 6 設計図面の作成

給水装置工事申込書に添付する設計図面は、次のように作図すること。

- (1) 一見して工事の全貌を知ることができること。
- (2) 正確かつ、簡潔明瞭に書くこと。
- (3) 給水装置工事の配管図に使用する記号は、別表に定める記号を標準とする。
- (4) 給水台帳は、上下水道部指定の用紙を使用すること。
- (5) 平面図の縮尺は、1/100～1/500を標準とし、集合住宅等で配管が複雑な場合は、屋外配管図と建築物内配管図とに分けて記入すること。
- (6) 立面図は、わかり易いよう当該建築物の規模に応じた縮尺を使用し、斜投影法で記載すること。
- (7) 直線・曲線は、製図機器を用い記入し、フリーハンドでは記入しないこと。
- (8) マンション等の設備図面を利用する場合は、鮮明に水道管が分かる設備図面を用いること。
- (9) 説明を加える必要な箇所がある場合は、当該部分の詳細図を記入すること。
- (10) 平面図及び立面図は、既設配管を黒色で、新設配管を赤色ではっきり、わかりやすく記入すること。
- (11) 製図に表す名称寸法等の文字は明確に書くこと。

(12) 平面図は、次の事項を記入すること。

- ①方位（図面の上の方を北として書くのが原則であるが、上を北としない場合は、北方向を明記すること。）
- ②給水装置を設ける敷地の境界線
- ③当該家屋の間取り及びその名称
- ④配水管から分岐する給水管の位置及び口径

(13) 立面図は、次の要領で記入すること。

- ①縮尺に関係なく、平面図に対して45°でわかりやすく書くこと。
- ②別表に定める図記号で口径、管種、管の寸法、器具、継手類等
- ③管の長さは、管種及び口径にかかわらずメートルを単位とし、管の口径は、ミリメートルを単位とする。

例	HPPE	φ50-5.2m	水道配水用ポリエチレン管
	PP	φ20-3.0m	水道用ポリエチレン管
	HIVP	φ40-15.5m	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管
	HIVPチーズ	φ20×13mm	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手
	PE-X	φ13-3.0m	水道用架橋ポリエチレン管
	PB	φ13-3.0m	水道用ポリブデン管

2.7 位置図の作成

位置図は、北方向を上として近隣の公共施設等の目標物を記入し、工事場所を赤色のペン又は鉛筆（変色するインキや蛍光ペン等は使用不可）で明確に図示すること。また、工事場所がほぼ中央になるようにすること。

2.8 給水装置工事の申込及び承認

指定給水装置工事事業者が給水装置工事の申込者から委託を受けて工事を施工するとき、給水装置工事申込書に係る書類を付けて提出し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けた後でなければ工事を施工してはならない。

2.9 元付け型活水器及び浄水器等の設置基準

水質の保全及び水質の責任範囲を明確にするため、元付け型活水器及び浄水器等の設置及び維持管理に関して必要な事項を定める。

(1) 給水装置工事の申込

- ① 給水装置工事申込時に「誓約書」（元付け型活水器及び浄水器等の設置について）を提出するとともに、設置する器具の承認図を添付するものとする。

(2) 給水装置設計・施工

- ① 活水器等は、水道メーターの下流側に設置すること。
- ② 水質検査に対応するため、活水器等の上流側に水栓を設置すること。
- ③ 活水器等の設置にあたっては、逆流防止弁を設置すること。
ただし、活水器等の本体が逆流防止機能を有している場合は、逆流防止弁の設置は不要とする。
- ④ 給水装置の設計にあたっては、活水器等の損失水頭を考慮して流量計算を行うこと。

(3) 給水装置工事の管理

- ① 上下水道部の水質責任範囲は、元付け型活水器及び浄水器等（以下「活水器等」という。）の上流側までとし、これより下流側は設置者の自己責任とする。
- ② 本市が対応する水質検査は、原則として活水器等の上流側の水栓で行うものとする。

2. 1 0 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置について、次のとおり必要な事項を定める。

(1) 給水装置工事の申込

- ① スプリンクラー設備を設置しようとする者は、必要とする水量及び水圧等について調査のうえ、着工届を生駒市消防本部へ提出するとともに、指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事の申込を行うこと。
- ② 給水引込管の口径は、スプリンクラー設備に必要な放水量が確保できる口径であること。
- ③ スプリンクラー設備は、火災時以外使用しないため、本市が定めた「メーター口径設定基準表」は適用しないものとする。
- ④ スプリンクラー設備を設置しようとする者は、本市が別に定めた「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に伴う誓約書」を提出すること。

(2) スプリンクラー設備設置工事

- ① 停滞水及び停滞空気の発生しない構造であり、逆流防止及び必要に応じ凍結防止措置を講じていること。
- ② 結露現象を生じ、天井等に影響を与える恐れのある場合は、防露措置を行うこと。
- ③ 施工については、消防設備士指導のもと指定給水装置工事事業者が設置すること。
- ④ 施工完了後、上下水道部及び消防本部の検査を受け、検査に合格しなければならない。

2. 1 1 受水槽給水に関する取扱い

(1) 受水槽給水方式の定義

受水槽を設けて、直接の給水をこれに受け、加圧ポンプ方式、高置水槽方式により、圧力又は、自然流下によって管端まで給水する方式をいう。

(2) 対象建築物

対象となる建築物は、次に該当する建築物とする。

- ① 建築物の用途は、専用住宅、専用集合住宅、店舗付住宅、事務所付住宅、店舗及び事務所付住宅、店舗付集合住宅、事務所付集合住宅、店舗及び事務所付集合住宅、事務所ビル等である建築物。
- ② 災害、事故等による水道の断減水時にも、水の確保が必要な建築物。
(入院設備のある病院、養護老人ホーム等)
- ③ 一時に多量の水を使用したり、使用水量の変動が大きいなど、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある建築物。
(大型店舗及び公衆浴場等)
- ④ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とする建築物。
- ⑤ 逆流により配水管の水質を悪化させるおそれがある施設を有する建築物。
(薬品製造工場、メッキ工場、研究施設等)
- ⑥ 災害時に避難施設として指定されている建築物。
(学校、公民館等)
- ⑦ 直結直圧給水方式又は直結増圧給水方式による給水が基準又は設計上等の理由によりできない建築物。

(3) 受水槽の構造及び材質

- ① 保守点検が安易にできるものであること。
 - ア 受水槽の天井、底又は周壁の保守点検は外部から安易、かつ、安全にできるよう、水槽の形状が直方体である場合、6面すべての表面と建築物の他の部分との間に、上部100cm以上、その他は60cm以上の空間を確保すること。
 - イ 受水槽の上部に機器類を設置することは避けるべきであるが、やむをえずポンプ、ボイラ、空気調和機等の機器を設置する場合は、受け皿を設けるなどを措置すること。
 - ウ 受水槽には、出入りが安易な直径60cm以上のマンホール蓋を設け、その取付にあつては周囲より10cm以上高くし、受水槽内部の保守点検を安易にできるよう、足掛金具を取り付け、外部から有害なものが入らないよう密閉式とし、蓋は施錠できるものとする。
- ② 水槽内の水が汚染されないものであること。
 - ア 受水槽の天井、底、周壁は、受水槽の外部より衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、建築物の床版や外壁などと兼用しないこと。

- イ 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
- ウ 受水槽の流入管には、逆流防止のための吐水口空間を確保すること。
- エ 受水槽には、埃その他衛生上有害な物質が入らないよう、オーバーフロー管及び通気のための有効な装置を設けること。ただし、有効容量の小さなものであって、オーバーフロー管が通気装置を兼ねているものは不要である。
- オ 受水槽は、槽内の水が滞留し、停滞水が生ずることのないよう、受水槽の流入口と揚水口を対象的な位置に設けること。また、受水槽が大きい場合は、有効な導流壁を設けること。

なお、受水槽は点検、清掃、補修時に断水しないよう1槽2分割できる構造とすることが望ましい。

(4) 受水槽の容量

- ① 設計1日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員を考慮して設定すること。(空気調和・衛生工学会便覧参照)
- ② 水槽の容量
 - ア 受水槽の容量は、設計1日使用水量の4/10から6/10を標準とする。
 - イ 消火用水を受水槽容量に兼ねる場合でもその容量は、1日の使用水量の範囲内とする。
 - ウ 高置水槽の有効容量は、設計1日使用水量の1/10程度を標準とする。

(5) 付属設備

- ① ボールタップ
 - ア ボールタップの取付位置は、点検に便利な場所を選定し、この近くにマンホールを設置すること。
 - イ ボールタップは、常圧で完全に機能が働き、水撃作用を起こさない構造のものであること。
 - ウ 呼び径25mm以上の定水位弁は、主弁には差圧式定水位弁を使用すること。
- ② オーバーフロー管
 - ア 流入量を十分に排出できる管径とし、その排水口は間接排水とするため開口しておくこと。また、開口部には防虫金網などを取り付けること。
- ③ 水抜き管(ドレン管)
 - ア 受水槽の最低部に水抜き管を取り付けること。また、水抜き管の管端は一般排水管に直接接続せず、間接排水とすること。
- ④ 波立ち防止
 - ア 満水時における波立ちを防止するため、しゃへい板等の対策を行うこと。

(6) その他

- ① 受水槽以下の給水設備は、法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものではないため、建築基準法等に基づき必要な条件をみたすものとする。

- ② 水道メーターの口径がφ40mm以上でかつ、受水槽を設置する場合は、制限定流量で受水できる装置を付けること。
- ③ 受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものは簡易専用水道となるため、法に基づき、必要な手続きを行うとともに、法定検査等適切な管理を行うこと。
- ④ 受水槽の有効容量の合計が10m³未満のものは、生駒市水道事業小規模貯水槽水道管理指導要領（平成24年4月1日施行）に基づき、施工・管理を行うこと。
- ⑤ 受水槽付近に直結給水の管から分岐した非常用給水栓を1栓設けること。また、停電等の非常時にも給水が可能なことから、住民等に設置場所等を周知すること。
- ⑥ 受水槽を設置する場合は、受水槽ごとに1個の水道メーターを設置すること。

2. 1.2 直結直圧給水に関する取扱い

(1) 直結直圧給水方式の定義

「直結直圧給水方式」とは、配水管の水圧だけで末端まで給水する方式をいう。

(2) 対象建築物

対象となる建築物は、次の各号のすべてに該当し、かつ、直結直圧給水が可能と認められる建築物とする。

- ① 建築物の階高は、建築確認書に基づく3階建て、4階建て及び5階建てまでとし、建築確認上5階を超える場合であっても、6階以上に給水装置を設置しない建築物とする。
- ② 建築物の用途は、専用住宅、専用集合住宅、店舗付住宅、事務所付住宅、店舗及び事務所付住宅、店舗付集合住宅、事務所付集合住宅、店舗及び事務所付集合住宅、事務所ビル等である建築物。

(3) 対象外建築物

対象外となる建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

- ① 災害、事故等による水道の断減水時にも、水の確保が必要な建築物。
(入院設備のある病院、養護老人ホーム等)
- ② 一時に多量の水を使用したり、使用水量の変動が大きいなど、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある建築物。
(大型店舗及び公衆浴場等)
- ③ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とする建築物。
- ④ 逆流により配水管の水質を悪化させるおそれがある施設を有する建築物。
(薬品製造工場、メッキ工場、研究施設等)
- ⑤ 災害時に避難施設として指定されている建築物。
(学校、公民館等)

(4) 適合条件

水道水を供給するにあたり、次の各号のすべての条件に適合しなければならない。

- ① 配水管の最小動水圧が、次の表に定める水圧であること。

建築物	最小動水圧
3階建て	0.25MPa以上
4階建て	0.30MPa以上
5階建て	0.35MPa以上

- ② 1建築物の1日あたりの最大使用水量が30m³以下であること。
- ③ 配水管から分岐できる給水管の口径は、φ20mm、φ25mm、φ50mm及びφ75mmとする。
- ④ 配水管の口径に対し、分岐できる給水引込管の口径は、配水管より小さい口径であること。ただし、建築物の使用水量が少なく、周辺への影響がないと判断される場合は、協議の上配水管の口径と同口径の給水管で分岐することができる。
- ⑤ 配水管の口径がφ75mm未満の給水管の分岐については、専用住宅や店舗付住宅など使用水量が少量なもので、事前協議の結果、給水分岐が可能と判断される場合は、認めることができる。
- ⑥ 市メーターの口径別瞬時最大給水量の上限は、次の表のとおりとする。

市メーターの口径	瞬時最大給水量の上限 (ℓ/min)
φ20mm	38
φ25mm	59
φ40mm	151
φ50mm	236
φ75mm	530

- ⑦ 配水管から給水管を分岐することにより、使用水量の増大に伴う配水管の水量不足等、周辺に影響を及ぼす恐れがないこと。ただし、配水管の布設替えをすることにより周辺への影響がないと判断される場合は、この限りではない。
- ⑧ 既設配水管の状況により配水管布設替工事等（改良工事）を必要とするときは、給水条例及び生駒市水道事業使用材料規程（平成10年3月生駒市水道事業管理規程第7号）等を遵守するとともに、工事負担金等については生駒市水道施設工事負担金規程（平成4年4月生駒市水道事業管理規程第3号）によるものとし、布設した配水管は、生駒市上下水道部に帰属すること。
- ⑨ 水理計算上、全ての給水栓で支障のない水量が確保できていること。

(5) 給水装置の基準

(5-1) 給水主管、立ち上がり管及びメーターの定義

- ① 本基準において、「給水主管」とは、配水管から分岐し、各戸へ給水するための立

ち上がり管へ分岐するまでの管をいう。

- ② 本基準において、「立ち上がり管」とは、給水主管から分岐し、建築物内の最上階まで上り、各戸へ給水するための管をいう。
- ③ 本基準において「市メーター」とは、給水条例第23条に規定する生駒市上下水道部が貸与するメーターをいう。
- ④ 本基準において「私設メーター」とは、給水装置の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）が市メーターとは別に給水装置に設置するメーターをいう。

(5-2) メーターの口径及び設置等

- ① 市メーターの口径は、 $\phi 75\text{mm}$ 以下とすること。
- ② 市メーターの設置数は、1建築物につき1個とする。ただし、1棟の建築物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立した住宅（集合住宅など）は、個々にメーターを設置することができる。また、同一敷地内で複数の建築物がある場合、複数建築物の合計戸数により求めた瞬時最大給水量が、市メーター口径別の瞬時最大給水量の上限を超えていなければ、一つの市メーターにより複数建築物への給水を行うことができる。
- ③ 市メーターの設置場所は、屋外の地中で、かつ、計量及び取替えが容易な箇所に設置すること。
- ④ 私設メーターは、本市が行う計量及び取替えの対象外であるため、所有者において適切な管理を行うこと。
- ⑤ 上記の他、個別計量集合住宅（2.14 個別計量集合住宅に関する取扱い参照）に認定され、個別計量を行う場合は、個別計量集合住宅に関する取扱い要綱に基づくものとする。

(5-3) 給水管及び配管について

- ① 給水主管から分岐される立ち上がり管には、分岐直後に適切なバルブを取り付けること。
- ② 市メーターの流入側に、止水栓又は仕切弁を取り付けること。また、流出側には、スリースバルブを取り付けること。ただし、 $\phi 20\text{mm}$ 及び $\phi 25\text{mm}$ の市メーターを設置する場合は、市メーターの流出側のバルブは不要とする。
- ③ 市メーター及び私設メーター下流側に逆流防止弁を取り付けること。また、各戸の私設メーター上流側に、バルブを取り付けること。
- ④ 立ち上がり管は、原則としてパイプダクト内に配管し、摩擦損失を少なくするため、それぞれの立ち上がり管は最上部まで同口径で施工すること。
- ⑤ 立ち上がり管は、たわみ、振れ等を防止するため、適当な間隔で取付け金具その他を用いて構造物に固定すること。
- ⑥ 立ち上がり管等の最上部に、バルブ及び空気弁を設置すること。
- ⑦ 1建築物に対し、直結直圧給水方式と直結増圧給水方式及び受水槽方式との併用

は、クロスコネクションの防止の観点から認めない。ただし、既存建築物の給水方式の変更による場合等で、事前協議の結果、やむを得ないと判断される場合は、認めることができる。

- ⑧ その他、配管状況等で対策が必要と判断される給水装置については、上下水道部の指示に従うこと。

(6) 設計時の条件

- ① 設計水圧 (P 0) は、給水を行う配水管の最小動水圧により、以下のとおりとする。

分岐する配水管の最小動水圧 (MP a)	設計水圧 (P 0)
0. 2 5～0. 3 0未満	0. 2 0MP a
0. 3 0～0. 3 5未満	0. 2 4MP a
0. 3 5～0. 4 0未満	0. 2 8MP a
0. 4 0～0. 4 5未満	0. 3 2MP a
0. 4 5～0. 5 0未満	0. 3 6MP a
0. 5 0～0. 5 5未満	0. 4 0MP a
0. 5 5～0. 6 0未満	0. 4 4MP a
0. 6 0以上	0. 4 8MP a

- ② 設計水量 (瞬時最大給水量) の算出は、次のとおりとする。

○集合住宅の場合は、優良住宅部品認定基準 (B L基準) により算出する。

・ファミリータイプ

$$Q = 4.2 N^{0.33} \quad (10 \text{戸未満})$$

$$Q = 1.9 N^{0.67} \quad (10 \text{戸以上})$$

Q : 瞬時最大給水量 (ℓ/m i n) N : 戸数

・ワンルームタイプ

$$Q = 2.6 n^{0.36} \quad (\text{居住人口} 30 \text{人以下})$$

$$Q = 1.3 n^{0.56} \quad (\text{居住人口} 31 \text{人以上})$$

Q : 瞬時最大給水量 (ℓ/m i n) n : 居住人口 (戸数に2.0を乗じた人数)

○集合住宅以外の場合は、給水用具器具給水負荷単位により求める方法又は各戸の使用水量と給水個数の同時使用率により求める方法で算出する。

○店舗付集合住宅等については、住宅部分はB L基準で算出し、住宅以外は器具給水負荷単位法又は各戸の使用水量と給水個数の同時使用率により求める方法により算出し、それぞれを合算したものを全体の設計水量とする。

- ③ 上記の設計時の条件に基づき水理計算をした結果、直結直圧給水方式での給水が不可となり、増圧装置を設置して給水を行うこととする場合は、本施行基準中の2.

1 3 直結増圧給水に関する取扱いに準じること。

(7) 直結直圧給水方式への変更

既設建築物を受水槽給水方式から直結直圧給水方式に変更するときは、次の各号に適合しなければならない。また、本基準に定めのない事項については、「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について」（平成17年9月5日厚生労働省水道課通知）に準じるものとする。

- ① 変更後の給水装置が本基準に適合したものであること。
- ② 既存配管設備を現状のまま使用する場合は、口径、材質、劣化状態及び水質などを十分に調査し、必要があるときは適当な処置を講ずること。
- ③ 既存配管設備の耐圧試験を行うときの水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等がないことを確認すること。ただし、上下水道部が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。
- ④ 水質については、法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、同法第4条に定める水質基準を満たしていること。

採水方法は、毎分5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水すること。

水質試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、本市から指定された項目の水質試験を実施し、設計協議申請時に検査結果の写しを添付すること。

- ⑤ 管の最上部にバルブ及び空気弁を設置すること。また、原則として新設すること。

(8) 事前協議

- ① 直結直圧給水に関する取扱い基準に基づく給水装置工事を申込み場合は、設計着手前に事前調査を行い、直結直圧給水方式事前調査依頼書（直圧給水様式第1号）を管理者に提出しなければならない。管理者は、この依頼書に基づいた調査を行い、その結果を直結直圧給水方式事前調査回答書（直圧給水様式第2号）により、申込者に回答するものとする。
- ② 申込者は、直結直圧給水方式事前調査回答書により事前調査の条件を満たしていると認められた場合は、直結直圧給水方式設計協議申請書（直圧給水様式第3号）を管理者に提出し協議しなければならない。管理者は、この設計協議申請書に基づいた審査を行い、その結果を直結直圧給水方式設計協議回答書（直圧給水様式第4号）により、申込者に回答するものとする。
- ③ 申込者は、直結直圧給水方式設計協議回答書により承認された設計に基づき、給水装置工事申込書を提出するものとする。また、給水装置工事申込書の提出時に、本基準に定める事項を遵守する旨の誓約書（直圧給水様式第5号）を提出しなければならない。

(9) 竣工検査

- ① 竣工検査の対象は、直結給水装置のすべてとし、末端最高位の給水栓において適切な水量が確保できる水圧があることを確認すること。
- ② 竣工届提出時に、施設管理者等選任(変更)届(直圧給水様式第6号)を提出しなければならない。
- ③ 受水槽給水方式から変更の場合は、廃止届を提出しなければならない。

(10) 維持管理

- ① 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)は、当該給水装置の維持管理について責任をもって行うこと。
- ② 所有者は、施設管理者等選任(変更)届に記載した管理責任者等が変更された時は、速やかに管理者に届出を行うこと。
- ③ 所有者は、逆流防止弁及び空気弁等の保守点検を年1回以上行うこと。また、異常が認められたときは、速やかに修理等の必要な処置を行うこと。

(11) 所有者の責務

- ① 所有者は、当該建築物の所有権を第三者に譲渡するときは、本基準に定められた内容を譲渡人に承継させて、給水条例第7条に基づく届けを提出すること。
- ② 所有者は、当該建築物を第三者に貸与するときは、本基準に定められた内容を遵守させること。
- ③ 所有者等は、市メーターの計量及び取替え等の本市の業務に対し協力すること。所有者は、給水装置の改造工事を行うときは、速やかに指定給水装置工事事業者を通じて「給水装置工事申込書」を提出すること。なお、無届けによる変更があった場合、本市の改善指示に従うこと。

(12) 2階建て以下の集合住宅等の取扱い

直結直圧給水に関する取扱いは、3階建て以上の建築物を対象とした基準であるが、2階建て以下の集合住宅等については、本基準「2.12 直結直圧給水に関する取扱い」の一部を適用することとし、適用する項目は、以下のとおりとする。

- ① (2) 対象建築物②
- ② (3) 対象外建築物の全部
- ③ (4) 適合条件⑥～⑨
- ④ (5) 給水装置の基準
 - (5-1) の全部
 - (5-2) ②～④
 - (5-3) ①②④⑤⑦⑧
- ⑤ (6) 設計時の条件②③
- ⑥ (7) 直結直圧給水方式への変更①～④
- ⑦ (9) 竣工検査①

- ⑧ (10) 維持管理①
- ⑨ (11) 所有者の責務の全部

2. 1.3 直結増圧給水に関する取扱い

(1) 直結増圧給水方式の定義

「直結増圧給水方式」とは、配水管の水圧に加え、給水管に直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を設置し、水圧の不足分を増圧することにより直接給水する方式をいう。

(2) 対象建築物

対象となる建築物は、次の各号のすべてに該当し、かつ、直結増圧給水が可能と認められる建築物とする。

- ① 建築物の階高は、建築確認書に基づく10階程度までとする。
- ② 建築物の用途は、専用住宅、専用集合住宅、店舗付住宅、事務所付住宅、店舗及び事務所付住宅、店舗付集合住宅、事務所付集合住宅、店舗及び事務所付集合住宅及び事務所ビル等である建築物。

(3) 対象外建築物

対象外となる建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

- ① 災害、事故等による水道の断減水時にも、水の確保が必要な建築物。
(入院設備のある病院、老人ホーム等)
- ② 一時に多量の水を使用したり、使用水量の変動が大きいなど、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある建築物。
(大型店舗及び公衆浴場等)
- ③ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とする建築物。
- ④ 逆流により配水管の水質を悪化させるおそれがある施設を有する建築物。
(薬品製造工場、メッキ工場、研究施設等)
- ⑤ 災害時に避難施設として指定されている建築物。
(学校、公民館等)

(4) 適合条件

水道水を供給するにあたり、次の各号のすべての条件に適合しなければならない。

- ① 給水管を分岐する配水管の口径はφ75mm以上であること。
- ② 配水管から分岐できる給水管の口径は、φ20mm、φ25mm、及びφ50mmとする。
- ③ 配水管の口径に対し、分岐できる給水管の口径は、配水管より小さい口径であること。
- ④ 配水管の口径がφ75mm未満の給水管の分岐については、分岐する給水管の口径がφ25mm以下で、専用住宅や店舗付住宅など使用水量が少量なもので、事前

協議の結果、給水分岐が可能と判断される場合は、認めることができる。

- ⑤ 建築物の1日あたりの最大使用水量は50 m³以下で総戸数は50戸程度を上限とする。
- ⑥ 市メーターの口径別瞬時最大給水量の上限は、次の表のとおりとする。

市メーターの口径	瞬時最大給水量の上限 (ℓ/m i n)
φ 20 mm	38
φ 25 mm	59
φ 40 mm	151
φ 50 mm	236

- ⑦ 配水管から給水管を分岐することにより、使用水量の増大に伴う配水管の水量不足等、周辺に影響を及ぼす恐れがないこと。ただし、配水管の布設替えをすることにより周辺への影響がないと判断される場合は、この限りではない。
- ⑧ 既設配水管の状況により配水管布設替工事等（改良工事）を必要とするときは、給水条例及び生駒市水道事業使用材料規程（平成10年3月生駒市水道事業管理規程第7号）等を遵守するとともに、工事負担金等については生駒市水道施設工事負担金規程（平成4年4月生駒市水道事業管理規程第3号）によるものとし、布設した配水管は、生駒市上下水道部に帰属すること。
- ⑨ 増圧装置の使用圧力が、0.75 MP a以下で給水できる建築物であること。
- ⑩ 水理計算上、全ての給水栓で支障のない水量が確保できていること。

(5) 給水装置の基準

(5-1) 給水主管、立ち上がり管及びメーターの定義

給水主管、立ち上がり管及びメーターの定義は、本施行基準中の2.12直結直圧給水に関する取扱い(5)給水装置の基準(5-1)給水主管、立ち上がり管及びメーターの定義に準じる。

(5-2) 増圧装置の基準

- ① 増圧装置は、パッケージ型増圧給水装置（ポンプ・減圧式逆流防止器・圧力タンク・水圧センサー・制御盤等増圧装置に必要な機材が一体となったもの）を使用すること。
- ② パッケージ型増圧給水装置（以下「増圧装置」という。）における減圧式逆流防止器は、ポンプの上流側に配置することを原則とする。ただし、水理計算上ポンプ上流側の水圧が負圧になる場合はポンプ下流側に設置することができる。
- ③ 増圧装置及び減圧式逆流防止器は、社団法人日本水道協会規格に適合していること。
- ④ 増圧装置の口径は、給水引込管の口径以下とし、最適なものを選択すること。

- ⑤ 増圧装置は、一つの建築物に対して1増圧装置とする。ただし、同一敷地内で複数の建築物がある場合、複数建築物の合計戸数により求めた瞬時最大給水量が、市メーター口径別の瞬時最大給水量の上限及び増圧装置の使用圧力の上限（0.75 MP a）を超えていなければ、一つの増圧装置により複数建築物への給水を行うことができる。
- ⑥ 増圧装置は、市メーターの下流側に設置すること。
- ⑦ 増圧装置の設置場所は、1階部分とする。ただし、既存建築物の改造等により、事前協議の結果、やむを得ないと判断される場合は、空気弁を設置する等の必要な対策を講じることにより地下部分に設置することができる。
- ⑧ 増圧装置の設置場所は、浸水のおそれがなく、定期点検、補修作業等に支障をきたさない場所に設置すること。また、増圧装置は水平に設置するとともに、増圧装置の稼働に支障が生じないよう騒音、振動、防水、凍結などの対策を講じること。
- ⑨ 増圧装置の設置場所に、減圧式逆流防止器から排出される排水の処理が行えるよう、適切な吐水口空間を確保した間接排水施設を設置するとともに、必要な電源施設を設置すること。
- ⑩ 増圧装置の停止圧力設定値は以下のとおりとする。また、復帰圧力は増圧装置の流入設計水圧とする。

$$\text{停止圧力} = P_0 - (P_1 + P_2 + 0.05 \text{ MP a})$$

ただし、停止圧力 $\geq 0.01 \text{ MP a}$

P_0 : 設計水圧 (MP a) (「(6) 設計の条件」の設計水圧を参照)

P_1 : 配水管と増圧装置との高低差による損失水頭 (MP a)

P_2 : 減圧式逆流防止器上流側の給水装置の損失水頭 (MP a)

(5-3) メーターの口径及び設置等

- ① 市メーターの口径は、 $\phi 50 \text{ mm}$ 以下とすること。
- ② 市メーターの設置数は、1建築物につき1個とする。ただし、同一敷地内で複数の建築物がある場合、複数建築物の合計戸数により求めた瞬時最大給水量が、市メーター口径別の瞬時最大給水量の上限を超えていなければ、一つの市メーターにより複数建築物への給水を行うことができる。
- ③ 市メーターの設置場所は、点検及び計量に支障を来さないように道路境界線に近接した敷地部分に設置しなければならない。
- ④ 私設メーターは、上下水道部が行う計量及び取替えの対象外であるため、所有者において適切な管理を行うこと。
- ⑤ 上記の他、個別計量集合住宅（2.14 個別計量集合住宅に関する取扱い参照）に認定され、個別計量を行う場合は、個別計量集合住宅に関する取扱い要綱に基づくものとする。

(5-4) 給水管及び配管について

- ① 市メーターと増圧装置の間の給水管から、分岐した非常用水栓を1栓設けることとし、共用給水栓としての併用は不可とする。ただし、給水主管分岐部分と給水栓の間にメーターを設置し計量できる場合は、協議により併用を認めることができる。
- ② 給水主管から分岐される立ち上がり管には、分岐直後に適切なバルブを取り付けること。
- ③ 市メーターの流入側に、止水栓又は仕切弁を取り付けること。また、流出側には、スリースバルブを取り付けること。ただし、 $\phi 20\text{mm}$ 及び $\phi 25\text{mm}$ の市メーターを設置する場合は、市メーターの流出側のバルブは不要とする。
- ④ 各戸の引込箇所には、私設メーターの上流側にバルブ、下流側に逆流防止弁を取り付けること。
- ⑤ 立ち上がり管は、原則としてパイプダクト内に配管し、摩擦損失を少なくするため、それぞれの立ち上がり管は最上部まで同口径で施工すること。
- ⑥ 立ち上がり管は、たわみ、振れ等を防止するため、適当な間隔で取付け金具その他を用いて構造物に固定すること。
- ⑦ 立ち上がり管の最上部に、バルブ及び空気弁を設置すること。
- ⑧ 1建築物に対し、直結増圧給水方式と直結直圧給水方式及び受水槽方式との併用は、クロスコネクションの防止の観点から認めない。ただし、既存建築物の給水方式の変更による場合等で、事前協議の結果、やむを得ないと判断される場合は、認めることができる。
- ⑨ その他、配管状況等で対策が必要と判断される給水装置については、本市の指示に従うこと。

(6) 設計時の条件

- ① 設計水圧 (P0) は、給水を行う配水管の最小動水圧により、以下のとおりとする。

分岐する配水管の最小動水圧 (MPa)	設計水圧 (P0)
0.25未満	配水管の最小動水圧-0.05MPa
0.25~0.30未満	0.20MPa
0.30~0.35未満	0.24MPa
0.35~0.40未満	0.28MPa
0.40~0.45未満	0.32MPa
0.45~0.50未満	0.36MPa
0.50~0.55未満	0.40MPa
0.55~0.60未満	0.44MPa
0.60以上	0.48MPa

② 設計水量（瞬時最大給水量）の算出は、次のとおりとする。

○集合住宅の場合は、優良住宅部品認定基準（BL基準）により算出する。

・ファミリータイプ

$$Q = 4.2 N^{0.33} \quad (10 \text{戸未満})$$

$$Q = 1.9 N^{0.67} \quad (10 \text{戸以上})$$

Q：瞬時最大給水量（ℓ/min） N：戸数

・ワンルームタイプ

$$Q = 2.6 n^{0.36} \quad (\text{居住人口} 30 \text{人以下})$$

$$Q = 1.3 n^{0.56} \quad (\text{居住人口} 31 \text{人以上})$$

Q：瞬時最大給水量（ℓ/min） n：居住人口（戸数に2.0を乗じた人数）

○集合住宅以外の場合は、給水用具器具給水負荷単位により求める方法又は各戸の使用水量と給水個数の同時使用率により求める方法で算出する。

○店舗付集合住宅等については、住宅部分はBL基準で算出し、住宅以外は器具給水負荷単位法又は各戸の使用水量と給水個数の同時使用率により求める方法により算出し、それぞれを合算したものを全体の設計水量とする。

(7) 直結増圧給水方式への変更

既設建築物を受水槽給水方式から直結増圧給水方式に変更するときは、次の各号に適合しなければならない。また、本基準に定めのない事項については、「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について」（平成17年9月5日厚生労働省水道課通知）に準じるものとする。

- ① 変更後の給水装置が本基準に適合したものであること。
- ② 既存配管設備を現状のまま使用する場合は、口径、材質、劣化状態及び水質などを十分に調査し、必要があるときは適当な処置を講ずること。
- ③ 既存配管設備の耐圧試験を行うときの水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等がないことを確認すること。ただし、本市が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。
- ④ 水質については、法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、同法第4条に定める水質基準を満たしていること。

採水方法は、毎分5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。

水質試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、本市から指定された項目の水質試験を実施し、設計協議申請書に検査結果の写しを添付すること。

- ⑤ 立ち上がり管には、最上部にバルブ及び空気弁を設置すること。また、原則として新設すること。

(8) 増圧装置の設置猶予

- ① 6階建て以上の建築物において、直結増圧給水に関する取扱い要件を満たした上

で、水理計算上増圧装置を設置しなくても十分な給水が可能と認められる場合は、増圧装置の設置猶予を求めることができる。

- ② 3階建て以上5階建て以下の建築物で、水理計算上増圧装置を設置しなくても十分な給水が可能と認められる場合は、本施行基準中の2. 1 2直結直圧給水に関する取扱いに準じること。
 - ③ 設置猶予を求めることができる建築物は、直結増圧給水方式の対象となる建築物の全てとする。
 - ④ 増圧装置の設置猶予の場合は、将来の配水管水圧の見直しや配水区域の変更に伴う水圧低下及び建物の改造、増築等に伴う使用水量の増大等により、増圧装置を設置する必要がある時に、速やかに増圧装置の設置ができるよう、次のとおり施工しなければならない。
 - 増圧装置の設置場所を確保するとともに、増圧装置の流入側と流出側への接続用の配管をあらかじめ給水主管から分岐し、スリースバルブで止水し、立ち上り管を設置しておき、速やかに増圧装置が接続できる状態にしておくこと。また、増圧装置の接続用で分岐された2ヶ所間の給水主管に、増圧装置設置後に止水できるようスリースバルブを設置すること。
 - 増圧装置の設置に付随する必要な施設として、適切な吐水口空間が確保される間接排水施設と電源施設を設置すること。
 - 市メーターと増圧装置設置場所の間に、分岐した非常用水栓を1栓設けること。
 - ⑤ 増圧装置の設置猶予後に、増圧装置を設置する必要がある時は、速やかに生駒市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し必要な手続きを行い、所有者の負担で増圧装置及びそれに付随する掲示板等必要な施設を設置すること。
- (9) 事前協議
- ① 直結増圧給水に関する取扱い基準に基づく給水装置工事を申込み場合は、設計着手前に事前調査を行い、直結増圧給水方式事前調査依頼書（増圧給水様式第1号）を管理者に提出しなければならない。管理者は、この依頼書に基づいた調査を行い、その結果を直結増圧給水方式事前調査回答書（増圧給水様式第2号）により、申込者に回答するものとする。
 - ② 申込者は、直結増圧給水方式事前調査回答書により、事前調査の条件を満たしていると認められた場合は、直結増圧給水方式設計協議申請書（増圧給水様式第3号）を管理者に提出し協議しなければならない。また、設計時の水理計算の結果により、増圧装置の設置猶予を求める場合は、増圧装置設置猶予申請書（増圧給水様式第4号）を直結増圧給水方式設計協議申請書と併せて管理者に提出しなければならない。管理者は、この設計協議書に基づいた審査を行い、その結果を直結増圧給水方式設計協議回答書（増圧給水様式第5号）により、申込者に回答するものとする。また、管理者は、増圧装置設置猶予申請書が提出された者に対して、増圧装置設置猶予回

答書（増圧給水様式第6号）を申込者に回答するものとする。

- ③ 申込者は、直結増圧給水方式設計協議回答書（増圧装置の設置猶予を求める場合は、増圧装置設置猶予回答書）により承認された設計に基づき、給水装置工事申込書を提出するものとする。また、給水装置工事申込書の提出時に、本基準に定める事項を遵守する旨の誓約書（増圧給水様式第7号）を提出しなければならない。また、増圧装置の設置猶予を求める場合は、増圧装置設置猶予誓約書（増圧給水様式第8号）を提出しなければならない（増圧給水様式第7号は不要）。

（10）竣工検査

- ① 竣工検査の対象は、直結給水装置のすべてとし、検査前に増圧装置の設定を行い、末端最高位の給水栓において適切な水量が確保できる水圧があることを確認すること。また、増圧装置設置に伴う排水施設や電源施設等の確認をしておくこと。
- ② 竣工届提出時に、施設管理者等選任（変更）届（増圧給水様式第9号）を提出しなければならない。また、施設管理者等選任（変更）届に記載された緊急時の連絡先等が明記された掲示板を建物利用者に周知できる場所に設置しておくこと。
- ③ 増圧装置の設置猶予が承認され、増圧装置を設置せず竣工する場合は、竣工届提出時に施設管理者等選任（変更）届（増圧給水様式第10号）を提出しなければならない。
- ④ 受水槽給水方式から変更の場合は、廃止届を提出しなければならない。

（11）維持管理

- ① 直結増圧給水方式建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、増圧装置の異常、故障時に備え、警報装置を設置すること。
- ② 所有者は、施設管理者等選任（変更）届に記載した管理責任者等の連絡先が表記された掲示板を建物使用者に周知できる場所に設置すること。
- ③ 所有者は、施設管理者等選任（変更）届に記載した管理責任者等が変更された時は、速やかに届出を行うこと。また、緊急時の連絡先等が明記された掲示板の内容も変更すること。
- ④ 所有者は、増圧装置、逆流防止弁及び空気弁等の保守点検を年1回以上行うこと。また、異常が認められたときは、速やかに修理等の必要な処置を行うこと。

（12）所有者の責務

- ① 所有者は、当該建築物の所有権を第三者に譲渡するときは、本基準に定められた内容を譲渡人に承継させて、給水条例第7条に基づく届けを提出すること。
- ② 所有者は、当該建築物を第三者に貸与するときは、本基準に定められた内容を遵守させること。
- ③ 所有者等は、市メーターの計量及び取替え等の本市の業務に対し協力すること。所有者は、給水装置の改造工事を行うときは、速やかに指定給水装置工事事業者を通じて「給水装置工事申込書」を提出すること。なお無届けによる変更があった場

合、本市の改善指示に従うこと。

2. 1 4 個別計量集合住宅に関する取扱い

直結直圧給水方式（1階、2階建ての建築物を含む）及び直結増圧給水方式による集合住宅等で、管理者が各戸のメーターを計量し、これに係る料金を各戸の入居者等から徴収する個別計量を希望する場合は、所有者は管理者に対して手続きを行うこと。

- ① 個別計量集合住宅に関する取扱要綱に基づき、担当所管と事前に十分協議し必要な手続き等を行うこと。
- ② 建築物の新設及び建替え等により、新たに給水管を布設する場合は、計画時において、本施行基準及び個別計量集合住宅に関する取扱要綱に基づく協議を行い、双方の基準を満たす設計及び施工をし、給水装置工事の竣工検査後において個別計量集合住宅に関する認定申請及び契約の締結を行うこと。
- ③ 既存建築物における1つのメーターによる建物全体の計量から個別計量への変更を希望する場合で、個別計量集合住宅に関する取扱要綱に基づき、認定基準を満たすために必要な給水装置の改造工事を伴う場合は、給水装置工事申込を行い、承認を得たうえで工事を行い、給水装置工事の竣工検査後において個別計量集合住宅に関する認定申請及び契約の締結を行うこと。ただし、軽微な変更工事の場合はこの限りではない。

3 施 工

3. 1 工事施工概要

給水装置工事の施工については、給水装置工事の承認を得た後、関係法令等に基づき、正確、丁寧に施工すること。また、給水装置工事申込時の設計図書に変更が生じた場合は、軽微な変更を除き事前に上下水道部と協議を行い指示に従うこと。

当該工事に選任した給水装置工事主任技術者は、工事の工程を管理し、工事従事者に対する技術的な指導監督を行うとともに、現場の安全確保に万全を期し、円滑かつ確実な工事を実施しなければならない。

3. 2 許可及び保安設備等

給水装置工事施工前には、次の事を確認すること。

- (1) 工事に係る関係機関の許可書及び利害関係者の承諾等を確認し指示に従うこと。
- (2) 保安設備は、関係法令及び許可書に基づき設置すること。
- (3) 給水装置工事において交通規制を行う場合は、付近住民に周知すること。
- (4) 給水装置工事施工にあたっては、付近住民に内容を説明し協力を要請するとともに、騒音振動等で迷惑をかけないように十分留意すること。
- (5) 地下埋設物がある場合は、必要に応じ各道路占用者に立会を求め、確認のうえ施工すること。
- (6) 配水管の断水作業は本市が行うが、断水を行うときはあらかじめ当該水道使用者に通知して了解を得ておくこと。
- (7) 施工中に万一事故が発生したときは、工事を直ちに中止し、適切な措置を取るとともに、速やかに本市職員に及び関係機関に連絡し、指示等を受けること。

3. 3 工事標識及び標示板等の設置

道路上において工事を施工する場合は、工事による交通の危機及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討のうえ、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従い、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」による道路標識、標示板等必要なものを設置しなければならない。

3. 4 掘削工事

- (1) 掘削工事については、次のように施工すること。道路の掘削範囲は、道路使用許可条件の工事・作業時間に基づき、その条件内において管の布設、埋戻し及び仮復旧が完了できる範囲とする。

- (2) 道路を横断して管を埋設する場合は、当該道路の通行に支障のないように適宜分割して施工し、工事完了部分については、埋戻し完了後速やかに通行に支障のない措置を講ずること。
- (3) 掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、土留工を施すものとする。ただし、土質に見合ったこう配を保って安全が確保できる掘削を行う場合を除く。
- (4) 掘削は、布掘り又はつぼ掘りとして、狸掘りを行わないこと。
- (5) コンクリート、アスファルト舗装の掘削は、それぞれに適応した切断機で縁切りを行い、廃棄物は適正に処理すること。

3. 5 埋戻し及び残土処分

埋戻し及び残土処分については、次のように施工すること。

- (1) 埋戻し土砂や残土を現場に堆積し、放置しないこと。
- (2) 埋戻しは、道路管理者又は土地所有者の承諾どおりに施工し、良質の真砂土及び碎石等を使用すること。
- (3) 掘削部分の復旧は、道路管理者の許可書（復旧工法）の指示どおりに行い、埋戻しについては層厚15cmごとにランマー等で十分に締め固め、強固な路床に仕上げ、沈下の生じないようにする。

3. 6 路面復旧

路面復旧については、次のように施工すること。

- (1) 路面仮復旧は、常温合材で凹凸のないように行うこと。ただし、国、県道その他交通量の多い道路では、加熱合材で行うこと。
- (2) 路面復旧完了後は、路面の汚れを必ず清掃し、道路上の交通区画線などについてはペンキ等で修復すること。
- (3) 本復旧施工までの間、随時パトロールを行い、交通に支障が生じるおそれのある時は、速やかに補修すること。
- (4) 路面本復旧については、道路管理者の定める条件どおり施工すること。

3. 7 分岐方法

配水管からの分岐は、次のように施工すること。

- (1) 分岐工事に当たっては、配水管であることを十分に確認して施工すること。
- (2) 分岐口径φ25mm以下の分岐方法は、サドル分水栓又は甲分水栓を使用して分岐すること。
- (3) 分岐口径φ50mm以上の分岐方法には、割T字管による不断水工法又は、既設配水管を断水したうえ切断し、T字管等を用いて分岐する断水工法のいずれかの工法で施工すること。ただし、分岐口径がφ50mmで、配水管の口径がφ100mm以下

の場合は、中口径サドル分水栓（A形ボール式）を使用することができる。

また、 $\phi 40\text{ mm}$ の市メーターを設置する場合、配水管からの分岐口径は $\phi 50\text{ mm}$ で行い、宅地内に $\phi 50\text{ mm}$ の仕切弁を設置した2次側において $\phi 40\text{ mm}$ に口径を落としてメーターを設置すること。

- (4) 分岐する位置は、配水管の接合箇所より30センチメートル以上離れていて、サドル分水栓は他の給水管の分岐箇所から30センチメートル以上離れていること。割T字管の取り付けは、他の給水管の分岐箇所から150cm以上離れていること。
- (5) サドル分水栓を使用して分岐する場合は、配水管の管頂部で穿孔すること。ただし、やむを得ず配水管の管頂部で穿孔することができない場合、上下水道部と協議の上、管頂部以外で穿孔することを認められたものは、この限りではない。
- (6) サドル分水栓を使用して分岐する場合の口径は、 $\phi 20\text{ mm}$ 、 $\phi 25\text{ mm}$ 及び $\phi 50\text{ mm}$ （ $\phi 50\text{ mm}$ の分岐は $\phi 100\text{ mm}$ 以下の配水管に限る）とし、穿孔を行った後、穿孔箇所に密着コアを装着すること。ただし、配水管が水道配水用ポリエチレン管の場合は密着コアの装着は不要とする。
- (7) 割T字管は、管の真横から穿孔すること。ただし、やむを得ず配水管の真横で穿孔することができない場合、上下水道部と協議の上、真横以外で穿孔すること認められたものは、この限りではない。
- (8) 割T字管は、 $\phi 50\text{ mm}$ は副弁付で、 $\phi 75\text{ mm}$ 以上は仕切弁付で施工すること。
- (9) サドル分水栓、割T字管には防食フィルムを必ず装着すること。

3. 8 配管方法

給水管の配管は、次のことに注意して施工しなければならない。

- (1) 配管する前に管内の衛生状態を十分確認し、必要に応じ清掃するとともに、管体の検査を行い、亀裂その他欠陥がないことを確認し施工すること。
- (2) 給水引込管にポリエチレン管等管探知機に反応しない管を使用するときは、分水栓から宅地内に設置した甲止水栓（宅地内の元止水栓）までロケーティングワイヤーを所定の施工方法に従って、布設すること。
- (3) 配水管から給水管を取り出す方向は、給水管の取り出し口から当該配水管が布設してある道路の境界線までは、配水管とほぼ直角に布設すること。
- (4) 他の地下埋設物に近接して布設する場合は、原則として30cm以上離隔をとること。
- (5) 給水管の埋設深度は、次の給水管埋設深度を原則とする。ただし、道路管理者より指示があった場合は、この限りでない。

布 設 場 所	埋 設 深 度
公 道（車道）	0. 8 m以上

公道（歩道）	0.8m以上
私道（車道）	0.8m以上
私道（歩道）	0.6m以上

- (6) 2車線を超える道路において、給水管を布設する場合は、片側通行を確保できる範囲で鞘管の中へ配管し施工すること。
- (7) 給水管及び配水管布設後、埋戻し時に碎石と真砂土の間（概ね道路表面から30cmのところ）に水道用埋設シートを布設すること。

3.9 管の保護方法

給水管の保護は、次のことに注意して施工しなければならない。

- (1) 管の露出部分は、凍結及び外部からの破損を防ぐため鞘管及び保温材で被覆すること。
- (2) 管の露出部分が1m以上に及ぶときは、たわみ及び振動を防ぐため、適当な間隔にパイプバンド等の材料を使用して固定すること。

3.10 分水止め工事

分水止め工事は、次のことに注意して施工しなければならない。

- (1) 甲分水栓は、コマを下げて上胴を外し、下胴に止めナットを付けてコマを上げて、完全に水を止めること。
- (2) サドル分水栓は、コックを締め、継手を外し、キャップを取り付けること。分水栓撤去箇所は、防食フィルムにより防錆を行うこと。
- (3) チーズ又はT字管は、撤去して直管に置き換えること。ただし、撤去が困難な場合はキャップ、プラグ又は、フランジ蓋止めとすること。
- (4) 副弁付割T字管は、副弁を締めフランジ蓋止めとすること。

3.11 水道用ポリエチレン管の施工

水道用ポリエチレン管は、次のことに注意して施工しなければならない。

- (1) 管の切断は、管軸に対して切り口が直角になるように切断し、切断面に生じたバリなどは、ナイフ等で平らに仕上げること。
- (2) 管にリングを通す場合は、リングは割りのある方が先に通した袋ナットの方を向く様にする事。
- (3) 管にインコアを木槌などでたたき込む場合は、切断面（インコアの打込む面）とリングの間隔は十分にあげておくこと。インコアは根本まで十分にたたき込むこと。
- (4) セットされた管端を胴に差込み、リングを差込みながら袋ナットを胴のネジに手で締付け、その後トルクレンチを使い規定の締付けトルクで締付けること。

- (5) 管を布設する場合は、必ずロケーティングワイヤーを同時に布設すること。埋設後に地震力又は、荷重による引張力がかからないように十分余裕をもたせて布設すること。

3. 1 2 ビニルライニング鋼管の施工

ビニルライニング鋼管の施工は、給水装置の宅地内の甲止水栓（仕切弁）2次側及び排泥弁2次側のドレン管での使用を認めるものとし、次のことに注意して施工しなければならない。

- (1) 管の切断はネジ切り機で行い、ネジ加工は鋼管のライニング部分への局部加熱を避けるため、ねじ切り油を注ぎながら行い、加工後は管内にネジ切油等を残さないように清掃すること。
- (2) ネジ切り油は、植物性油脂（水性油）を使用すること。
- (3) ネジ継手の施工には、次のことに注意して行うこと。
- ① ネジ切り部分に付着している砂、油、その他の異物を十分に清掃すること。
 - ② ネジ込みは、ネジ部にシールテープを巻きネジ締めの場合に適正かつ確実、慎重に行うこと。
 - ③ フランジを取付ける場合は、ネジで長さの調整をしてはならない。鋼管には、防食テープを半分重ね巻きすること。
- (5) 火気、熱源近くへの配管は行わない。
- (6) コンクリート内への直接埋込み配管は行わないこと。

3. 1 3 ダクタイル鋳鉄管の施工

ダクタイル鋳鉄管の施工は、次のことに注意して施工しなければならない。

(1) 使用材料

配管に使用するダクタイル鋳鉄管は、GX形ダクタイル鋳鉄管1種内面紛体塗装を使用すること。ただし、既設管との連絡箇所等については他の管種の継手等の使用を認めるものとする。

(2) 接合

GX形ダクタイル鋳鉄管

管の表示マークを上にして、管の受口溝とゴム輪の当たり面及び挿し口外面の異物除去と清掃を行い、ロックリングとロックリングホルダの確認を行う。ゴム輪を清掃し、受口内面の所定の位置に装着する。ゴム輪の内面と挿し口外面のテーパ部から白線まで滑剤を塗布し、接合器具をセットし、レバーホイストを操作して挿し口を受口に挿入し、白線Aが受口端面にくるように合わせる。接合後は、チェックゲージ等でゴム輪が所定の位置にあることを確認する。

管接合後に、所定の施工方法に従って、ポリエチレンスリーブで保護し、ロケーテ

ィングワイヤーを管に沿わせ布設した上で、埋設管表示テープ（年号入り）を一定間隔で巻き付けること。

管の布設にあたっては、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の発行する J D P A 継手接合研修会受講者証、又は公益社団法人日本水道協会の発行する配水管技能者登録証を有する者が施工すること。

3. 1 4 耐衝撃性硬質塩化ビニル管の施工

耐衝撃性硬質塩化ビニル管（H I V P）の施工は、給水装置の宅地内の甲止水栓（仕切弁）2次側及び排泥弁2次側のドレン管での使用を認めるものとし、次のことに注意して施工しなければならない。

- (1) 管の接続は、T S接合法としT S継手を使用する。受口内面と管挿口部外面に付着している水分、土、ほこりなどは、乾いたウエスできれいにふき取り、接着剤（H I専用接着剤）をハケで均一にすばやく塗り、差し込みしろいっぱいまで確実に差し込み、抜けないように支える。通水は、接着剤が乾くまでの時間を保つこと。
- (2) ソルベントクラック（樹脂成形品の表面に溶剤が触れたときに生じる亀裂）防止のため必要以上に接着剤を塗らないこと。
- (3) 地盤の軟弱なところは避けること。
- (4) 火気、熱源近くへの配管は行わないこと。
- (5) コンクリート内への直接埋込み配管は行わないこと。

3. 1 5 水道配水用ポリエチレン管の施工

水道配水用ポリエチレン管（H P P E）は、「水道配水用ポリエチレン管・継手 施工講習会」を受講した者が受講証を携帯し、次のことに注意して施工しなければならない。

- (1) 管の接合は融着接合を基本とする。
- (2) 管や継手は、傷がつきやすいので、放り投げたり引きずったりするようなことは避け、丁寧に扱うこと。
- (3) 管や継手は、直射日光が当たると、劣化しやすいので、防護カバーなどで直射日光を避けて保管すること。
- (4) 管や継手は可燃性であるので、火気又は熱源に近付けてはならない。
- (5) 配管は、内外面の状態をよく確認し、取り扱い時に発生した不具合箇所があった場合、その部分を切断除去すること。
- (6) 管が直接石、まくら木等の固形物が直接管に触れないようにすること。
- (7) 融着接合は、雨水などによる水濡れ又は泥、異物等による汚染がない状態で行うこと。
- (8) 融着中に停電等の異常が発生した場合は、継手の再使用又は、再融着を行わないこ

と。

- (9) 管を布設する場合は、所定の施工方法に従って施工し、必ずロケーティングワイヤーを同時に布設すること。

3. 1 6 止水栓等の設置

止水栓の設置は、次のように施工すること。

- (1) 給水引込管には、甲止水栓「(以下、止水栓) という。」を設置すること。
- (2) 止水栓は、宅地内の設置を原則とする。ただし、管延長が長い場合(30m以上)は分岐箇所付近に元止水栓を設置すること。また、この場合宅地内の甲止水栓まで所定の施工方法に従って、ロケーティングワイヤーを布設すること。
- (3) 宅地内に設置する止水栓の位置は、道路境界線の付近とし、道路境界から0.5m宅地内に入った所を標準とする。
- (4) 一引込で、複数の水道メーターを設置する場合は、宅地内に元甲止水栓を設置し、各水道メーターの手前に止水栓を設置すること。
- (5) 止水栓の埋設深さは概ね30cmとし、止水栓の開閉操作に支障を来さないよう設置すること。
- (6) 口径がφ50mm以上の引き込み管の場合は、止水栓に替え仕切弁を設置すること。
- (7) 上記止水栓(仕切弁)の設置に伴い使用するボックスは、生駒市水道事業使用材料標準規格表に準じるものとし、口径により以下の材料を使用すること。

口径	設置するボックス
φ20mm	止水栓ボックス(φ)75×300(mm)
φ25mm	止水栓ボックス(φ)100×300(mm)
φ40mm (宅地内の第1止水栓 2次側での使用に限 る)	甲止水栓を設置する場合は、止水栓ボックス(φ)100×300(mm)。スリースバルブを設置する場合は、レジンコンクリート製1号又はコンクリート製20A
φ50mm (仕切弁設置)	レジンコンクリート製1号 宅地内第1止水栓(仕切弁)2次側での使用については、コンクリート製20Aの使用も可とする。
φ75mm以上 (仕切弁設置)	レジンコンクリート製1号(φ150mm以下) 宅地内第1止水栓(仕切弁)2次側での使用については、コンクリート製24Aの使用も可とする。

3. 17 水道メーターの設置

水道メーター（市メーター）の設置は、次のように施工すること。

- (1) 水道メーターは、上流側の給水管は、原則としてメーター口径と同口径のものを設置すること。
また、既存給水管が、設置するメーター口径より大きく、その既存給水管を引き続き使用できる場合や、給水管の分岐位置からメーター設置位置までの距離が長く、損失水頭の増大等の理由により出水不良のおそれがあり、メーター口径より大きい給水管を布設する必要がある場合はこの限りではない。
- (2) 水道メーターの前後をエルボで配管する場合は、水道メーターより40cm以上離し水平に設置すること。
- (3) 水道メーター口径φ13mm及びφ40mmの場合は、水道メーターの下流側に伸縮継手を設置すること。
- (4) 水道メーター口径φ25mm以下の場合は、水道メーターの上流側に直結バルブを設置すること。
- (5) 口径φ40mm以上の場合は、水道メーター下流側にバルブを設置すること。
- (6) 水道メーターの設置場所は、点検及び計量に支障を来さないように道路境界線に近接した敷地部分に設置しなければならない。また、水道メーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。
- (7) 水道メーター及び直結バルブ（口径φ25mm以下）取付け時の各口径の仕様寸法（全長、単位：mm）は、以下のとおりであり、これに基づいて施工すること。

	φ13	φ20	φ25	φ40	φ50	φ75	φ100
メーター	100	190	225	245	560	630	750
直結バルブ+メーター	165	310	360	—	—	—	—

※直結バルブφ20・φ25は、伸縮管のほぼ中央置の計測寸法

- (8) 集合住宅、二世帯住宅等において複数の水道メーターを設置する場合は、水道メーターボックス蓋の裏面等に、室番号又は階数を明記すること。
- (9) 水道メーターボックスは、生駒市水道事業使用材料標準規格のものを使用すること。
- (10) 上記市水道メーターの他、集合住宅等における私設メーターについては、メーター前後の配管方法は事前に協議を行うとともに、個別計量集合住宅（2.14 個別計量集合住宅に関する取扱い参照）に認定され、個別計量を行う場合は、個別計量集合住宅に関する取扱い要綱に基づくものとする。

(11) 市メーターの口径別瞬時最大給水量の上限は、次の表のとおりとする。

市メーターの口径	瞬時最大給水量の上限 (ℓ/min)
φ 20 mm	38
φ 25 mm	59
φ 40 mm	151
φ 50 mm	236
φ 75 mm	530

4 給水装置工事の検査等

4. 1 給水装置工事竣工検査書類等の提出及び立会

給水装置工事竣工検査を受けようとする時は、次のように行うこと。

- (1) 給水装置工事が完了した時は、給水装置工事しゅん工届を提出し、竣工検査を速やかに受けること。
- (2) 当該工事に選任した給水装置工事主任技術者は、上下水道部が指定する「給水装置工事主任技術者が行う点検表」に基づいて自ら点検を実施し、該当する各項目に不足・誤り等がないことを確認した上で給水装置工事しゅん工届に添付し、提出すること。
- (3) 竣工検査日時予約は、検査日まで余裕をもって行うとともに、給水装置工事しゅん工届を検査前日までに提出すること。
- (4) 竣工検査時には、上下水道部が行う検査が支障なく実施できるよう調整しておくとともに、必ず当該工事に選任した給水装置工事主任技術者が立会うこと。
- (5) 竣工検査において、合格と認められなかったときは、指定された期限内に当該工事の手直しを行い、再検査を受ける等上下水道部の指示に従うこと。

4. 2 耐圧試験

耐圧試験は、水圧テストポンプを用いて1.75MPaの水圧を1分間メーター下流から給水栓まで加え実施することとし、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。ただし、給湯器及びユニット器具等でアングル止水栓を設置する場合は、アングル止水栓までとする。

4. 3 水質の確認

- (1) 水質の確認は、給水装置の分岐立会時及び竣工検査時（臨時用竣工を除く）に行うこと。
- (2) 確認項目は、残留塩素、臭気、味、色、濁りについて確認を行い、残留塩素については濃度(mg/l)を測定し、0.1mg/l以上あることを確認し、その他の項目は観察により確認し判定すること。
- (3) 水質の確認は、当該工事に選任した給水装置工事主任技術者は、分岐立会時は上下水道部の立会者と、竣工検査時は上下水道部の竣工検査員との立会の上行うこと。
- (4) 水質の確認を実施するのは、分岐立会時は上下水道部の立会者が水質確認を実施し、給水装置工事主任技術者は、その判定結果を後日提出する「給水装置工事主任技術者が行う点検表」に記載して給水装置工事しゅん工届に添付して提出すること。また、竣工検査時は、給水装置工事主任技術者が水質の確認を行うこと。

4. 4 分岐立会及び分岐竣工図の提出

給水管の分岐を伴う工事を行う時は、事前に分岐立会願いを提出し、日時を調整のうえ、当該工事に選任した給水装置工事主任技術者と上下水道部の立会者との立会により施工すること。

分岐竣工図は、分岐箇所や弁栓位置の寸法、管の深さ等の必要な情報を明記するとともに、埋設状況及び路面復旧状況がわかる工事写真を、給水装置工事しゅん工届に添付し提出すること。

4. 5 工事写真の撮影方法

配水管及び引込管布設工事などの工事写真の撮影は、次のように行う。

(1) 工事名、配管図（詳細図）、工事日時、施工業者名等を記入した黒板を入れて、次の場所を撮影すること。特に掘削内部を撮影する場合は、露出に十分注意して施工内容及び周辺の状況から掘削位置が判明出来るように撮影すること。

- ① 工事前状況
- ② 分岐箇所
- ③ 止水栓設置箇所
- ④ 管路埋設箇所
- ⑤ 他の埋設物と交差、又は接近する箇所
- ⑥ 路面舗装復旧箇所
- ⑦ その他、指示された箇所

給水装置工事施行基準

平成 9年	8月	6日	施行
平成10年	4月	1日	改訂版発行
平成23年	4月	1日	改訂版発行
平成24年	4月	1日	改訂版発行
平成27年	4月	1日	改訂版発行
平成28年	4月	1日	改訂版発行
平成29年	2月	1日	改訂版発行
平成29年	9月	1日	改訂版発行
平成29年	12月	1日	改訂版発行
令和 2年	4月	1日	改訂版発行

編集発行 生駒市上下水道部 工務課